

平成 21 年度 第 2 回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成 21 年 7 月 16 日（木）午後 2 時 00 分～

会議場所：石狩市庁舎 5 階 第 1 委員会室

出席者：堂柿会長、三津橋委員、景井委員、住谷委員、田中委員、蜂谷委員、小澤委員
宮原委員、岡田委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：阿部都市開発課長、桜庭都市開発課主査、萩原都市開発課主査、

説明員：佐々木建築課長、小島建築課主査

傍聴者：なし

<事務局長> 南 部長

本日は、ご苦労様です。少し時間は早いですけれども皆様お集まりいただきましたので、これより始めたいと思います。

本日は大変お忙しい中、当審議会にご出席を戴きまして、誠にありがとうございます。また日頃より本市の行政全般にわたりまして格別のご理解、ご協力を賜りあつく御礼申し上げます。

私は事務局長の南と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

只今より、平成 21 年度の第 2 回都市計画審議会を開催いたします。始めに 2 点のご報告をさせていただきます。

一点目につきましては、小沼委員より欠席の申し出がございました。2 点目につきましては、前回の審議会において傍聴者からの意見の提出がございませんでした。以上 2 点についてご報告いたします。

次に、本日の審議会ですが、任期満了に伴う審議会委員の改選により、新しい委員が決定いたしました。

恐縮ですが、任命書につきましては、各委員の机においてご座いますので、お受け取り頂きたいと思います。

委員の構成につきましては、学識経験者が 5 名、市議会議員 2 名、関係行政機関の職員 1 名、一般公募委員 2 名について、任命させて頂いております。

以上、10 名の委員で、本審議会を構成する事となります。

任命期間につきましては、石狩市都市計画審議会条例第 2 条第 3 項の規定により平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの 2 年間となりますので、その間よろしくお願い致します。

<事務局長>

それでは、本審議会の「会長」の選出を行う事となりますが、これより先は、審議会次第に基づきまして、仮議長を選出して進めたいと思います。

仮議長の選考の方法をご提案頂きたいと思います。

《 「事務局一任」の声 》

< 事務局長 >

「事務局一任」との声がございましたが、特にあと発言が無いでしょうか

《 「なし」の声 》

< 事務局長 >

事務局の方で提案させて頂いて宜しいでしょうか？

《 「異議なし」の声 》

< 事務局長 >

それでは、事務局案として、三津橋委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、宜しいでしょうか。

《 「異議なし」の声 》

< 事務局長 >

三津橋委員、宜しくお願い致します。

【 三津橋委員、議長席に移動 】

< 仮議長 >

只今ご指名を頂きました、三津橋でございます。

なにぶん不慣れなので、皆様のご協力のもと、スムーズな進行をお願いしたいと思います。

座ってお話しさせていただきます。

それでは、審議会 次第 2 番目の「会長」の選出を行いたいと思います。

会長の選出につきましては、「石狩市都市計画審議会条例 第 4 条第 1 項」で、「学識経験のあるものに付き任命された委員の内から、委員の選挙によってこれを定める」とされております。

立候補、あるいは推薦という方法があると思いますが、どなたか、ご意見はございませんか。

《 推薦でよろしいかと思ます 》

< 仮議長 >

只今、推薦との声がありましたので、推薦で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

< 仮議長 >

異議なし、との声がありましたので、推薦といたします、どなたか推薦をお願い致します。

《「堂柿委員を推薦します」の声》

< 仮議長 >

只今、堂柿委員を推薦する声がありましたが、他に推薦はございませんか。

《「なし」の声》

< 仮議長 >

それでは、会長に堂柿委員と言う事ですが、堂柿委員いかがでしょうか。

【 堂柿委員 了承 】

< 仮議長 >

皆さん、ご異議はございませんか。

《「異議なし」の声》

< 仮議長 >

ご異議がないとのことですので、会長には「堂柿 栄輔氏」を委員長に選出しました。
これより先は、会長が議事進行を取り進める事となります。
それでは、堂柿会長よろしく願いいたします。

【 仮議長、会長：席の移動 】

< 会 長 >

堂柿でございます。簡単な挨拶ということなのですが、私は北海学園大学の工学部におります。以前は私がいた学科というのは土木工学科というところだったので、土木工学科では、さっぱり学生が集まりませんので先生も勸奨退職になりそうなものですから、社会環境工学科と洒落た名前をつけたつもりですが中身は社会資本整備でございます。

それでは、会議を開催したいと思いますが、会議を始める前に、「石狩市都市計画審議会条例 第4条3項」に、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、職務を代理する」となっておりますので、会長代理ということで只今仮議長をやっていただきました「三津橋委員」をご指名したいと思いますが、三津橋委員いかがでしょうか。

【 三津橋委員：承諾 】

<会 長>

三津橋委員、宜しくお願い致します。

それでは、この度、委員改選が行われ、新たに委員になられた方も居りますし、改選後第1回目の審議会ですので、事務局職員の方から自己紹介をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局長>

改めてご挨拶いたします。

建設水道部長の南でございます、どうぞ宜しくお願いいたします。

<阿部都市開発課長>

都市開発課長の阿部でございます。宜しくお願い致します。

<櫻庭主査>

都市開発課 主査の櫻庭でございます。宜しくお願いいたします。

<萩原主査>

都市開発課 主査の萩原でございます。宜しくお願いいたします。

<武田主任>

都市開発課の武田と申します。宜しくお願いいたします。

<会 長>

はい、宜しくお願いします。

続きまして、各委員の皆さんにも、お手元に委員名簿あるかと思えますけれども、一言ずつお名前、ご挨拶、ちょうだいしたいと思います。

三津橋委員から順にお願いします。

<三津橋委員>

名簿がないのですけれども、石狩商工会議所の会頭の三津橋でございます。充て職みたいなもので委員になったのですけれども、私は本来、建築家なものですから多少のことは分かると思えますけれども、よろしくご指導お願い致します。

<景井委員>

石狩市農協の常務をやっております景井と申します。前回までは組合長が委員ということでしたが、今回は常務にということになりました。初めてですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

<住谷委員>

住谷でございます。北海道工業大学の都市環境学科に所属しております。専門は建築の設計です。よろしくお願いいたします。

<田中委員>

石狩市議会議員、フロンティア21所属の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<蜂谷委員>

同じく石狩市議会から推薦された蜂谷でございます。所属会派は日本共産党でございます。出身は浜益区です。都市計画審議会の中身につきましては全くの新しい分野でございます。大いに勉強もしながら石狩の新しい街づくり、そして21世紀の街の発展につながる審議に力を尽くしてまいりたいと思っております。この審議会は建議も石狩市に対してできるということですから、貴重な審議会だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

<小澤委員>

札幌土木現業所当別出張所、所長の小澤でございます。この4月から勤めております。よろしくお願いいたします。

<岡田委員>

一般公募致しました、岡田でございます。無職でございます。よろしくお願いいたします。

<宮原委員>

一般公募の宮原といいます。2期目なのですが薦められるままに主体性がなく参加しておりますが、勉強させていただいております。よろしくお願いいたします。

<会長>

どうもありがとうございました。それでは担当の方の出入りがありますので少しお待ちください。

【副市長、建築課長、他説明員入場・着席】

<会長>

それでは引き続き会議を再開いたします。

本日の議題について、事務局から説明をお願い致します。

<事務局>

本日の案件は、この後白井副市長より付議書をお渡し致します北海道許可となります、「建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他の処理施設の敷地の位置について」と、諮問案件の北海道決定となります「札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の

方針の変更」と、「札幌圏都市計画区域区分の変更」についてでございます、又、事前説明案件として、北海道決定となります「札幌圏都市計画用途地域の変更」を予定しております。

なお、付議案件の、「建築基準法第 51 条ただし書きの規定によるその他の処理施設の敷地の位置について」につきましては、建設水道部建築課の担当者より、ご説明させて頂く事となりますので宜しくお願い致します。

それでは、北海道知事から、当審議会に対し付議がありました案件について、審議に先立ち、副市長より付議書をお渡しいたします。

また、諮問案件につきましても、合せて副市長より諮問書をお渡しいたします。

<副市長>

石狩市都市計画審議会会長様 北海道知事 高橋 はるみ

建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、貴審議会の議を求めます。

石狩市都市計画審議会会長様

下記案件について、都市計画法第 19 条第 1 項及び同法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき諮問します。

諮問案件 1 つ札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、1 つ札幌圏都市計画区域区分の変更

以上、よろしくお願い致します。

【副市長、堂柿会長へ諮問書を渡す】

<事務局長>

引き続きまして、白井副市長よりご挨拶を申し上げます。

<副市長>

改めまして、よろしく申し上げます。副市長の白井でございます。

市長にかわりまして挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠に有り難うございます。

都市計画審議会の委員の皆様には、先に任命書をお渡ししたところでございますが、日頃より本市の市政全般にわたり、ご理解、ご協力を賜っております。また、当審議会の委員の就任につきましても、快くお引き受け頂きましたこと、お礼申し上げます。

現在、道内経済は未だに低迷が続いており、本市においても大変厳しい財政運営を余儀なくされております。

しかし、このような状況下においても、計画的なまちづくりは進めていかなければならないと考えており、市民と行政がパートナーシップを形成し、相互に協力、補完しながら、石狩市の発展と市民の幸福を実現するために、まちづくりを進めてまいります。

都市計画審議会というのは、まさに、これら「まちづくり」の基本となる、さまざまな、議案、試案をご審議いただく場であると言えます。

従いまして、当審議会の果たすべき役割は非常に大きいものであり、また、ご負担も大き

いと存じますが、これからの2年間よろしく願いいたします。

本日の案件につきましては、「建築基準法第51条ただし書きの規定による、その他処理施設の敷地の位置について」、北海道知事より当審議会に付議があり、先ほど付議書をお渡ししたところでございます。

当案件の施設は、平成17年より産業廃棄物である廃タイヤ処理施設として許可を受け、操業しておりましたが、今回、一般廃棄である廃タイヤも合せて処理をしたいとのことで、北海道に申請がなされ、今回、正式に当審議会に付議書が提出されたものでございます。このような施設は、資源を再利用することにより、廃棄物の再資源化など循環型社会の形成に大いに貢献するものと思っております事から、広域的な見地からご審議いただきたいと存じます。

また、諮問案件として、本年6月16日開催されました第1回都市計画審議会において事前説明の後、審議をいただいております、北海道決定となります「札幌圏都市計画・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び、「札幌圏都市計画・区域区分の変更」についても、合せて諮問書をお渡ししたところでございます。

それぞれの案件につきましては、事前説明をしておりますことから、今回正式に諮問させて頂く運びとなりましたので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、これをもって挨拶にかえさせていただきます。

<事務局長>

副市長につきましては、このあと公務がございますので、申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

【 副市長 退席 】

<会長>

それでは、審議にはいたいと思います。お手元の審議会次第に書いてございますように、本日は諮問案件として3つ、事前説明案件として1つでございます。説明と審議の進め方なのですけれども、最初に諮問案件の北海道知事付議、北海道許可となります「建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他処理施設の敷地の位置について」の説明をさせていただいて審議、その後石狩市長諮問案件の2つの説明と審議、最後に事前説明案件の説明、審議という形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは第1番目の「建築基準法第51条ただし書きの規定によるその他処理施設の敷地の位置について」どうぞ説明よろしく願いいたします。

<佐々木建築課長>

本日は大変お忙しい中ご苦勞様でございます。建築課長の佐々木でございます。どうぞよろしく願い致します。

本日は私の他に関係説明員として、ごみ対策課長の藤岡が出席しておりますので併せてよろしく願いいたします。

<藤岡ごみ対策課長>

ごみ対策課長の藤岡ともうします。よろしく願い致します。

< 佐々木建築課長 >

それでは、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく許可申請案件につきまして、私の方からご説明させていただきます。

本案件は、現在、新港南で既に許可を得て操業している産業廃棄物処理施設が、合わせて一般廃棄物処理施設として許可を受けることについて、許可権者である北海道知事が本審議会に対し、都市計画の視点から意見を伺うものであります。

まず最初に、建築基準法第 5 1 条ただし書きとは、どういうものかについて、簡単にご説明いたします。

基本的に、都市計画区域内の市街化区域については用途地域が指定されており、建築基準法の 4 8 条において、それぞれの用途地域において建築できる建築物を定めております。さらに周辺への影響が懸念されるものについては、建築基準法第 5 1 条の規定があり、汚物処理場、ごみ焼却場や今回の案件のような廃棄物処理施設はその敷地の位置を都市計画決定したものでなければ、原則、建設することは出来ません。

ただし、特定行政庁である北海道知事が、都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可した場合はその限りではありません。

この部分が建築基準法第 5 1 条ただし書きということであります。

また、その許可にあたっては、都市計画審議会の議を経ることとなっており、申請施設が産業廃棄物の処理施設であれば北海道、一般廃棄物の処理施設であれば石狩市の都市計画審議会の議を経るように区分がなされております。

ここで言います、産業廃棄物と一般廃棄物についてですが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、略して廃掃法と呼んでおりますが、産業廃棄物はこの法律の第 2 条第 4 項に規定されており、例として、事業活動に伴って生じた廃棄物のうちの、廃油、廃プラスチック類、がれき、木くずなどがございます。現在稼働している処理施設は、事業活動に伴って生じた廃タイヤを処理いたしますので、産業廃棄物処理施設の許可を取得して稼働しております。なお、廃タイヤは廃プラスチック類に該当いたします。

また、一般廃棄物につきましては、同じ法律の第 2 条第 2 項に産業廃棄物以外の廃棄物と規定されており、例として、一般家庭から出るごみなどが該当します。同じ廃タイヤでも、事業者から排出される場合は産業廃棄物となりますが、家庭から直接排出される場合は一般廃棄物として取り扱われます。

それでは、本案件についての説明に入らせていただきます。

今回の申請者は株式会社マテックで、平成 7 年に石狩市の新港南に支店を開設してから、産業廃棄物の処理や自動車リサイクル法に基づく分別、解体、リサイクルを手掛けて現在に至っております。

今回、許可申請対象のタイヤ資源化工場ですが、平成 17 年 2 月 16 日に別棟の A S R 資源化工場とあわせて産業廃棄物の処理施設として、北海道の都市計画審議会の議を経て 51 条ただし書き許可を取得しております。現在は使用済自動車の解体に伴って発生する廃タイヤなどをチップ化し、燃料として製紙会社に供給しています。平成 17 年の許可書につきましては、お手元の資料の 4 ページ、5 ページに添付させていただいております。

次に、申請内容ですが、石狩市民からの廃タイヤの処理依頼に対応するため、許可を受けて処理をすることを目的としております。なお、石狩市民から直接出される廃タイヤは一般廃棄物であり、この廃タイヤにつきましては適正処理困難物に指定しており、市では

処理していないのが現状です。

今回、処理施設自体の変更・増設等はありませんが、産業廃棄物の許可を得ている当該施設であっても、法律の解釈上、産業廃棄物処理施設としての許可と別に一般廃棄物処理施設としての許可も必要となりますので、今回申請されております。

また、後ほどご説明いたしますが、当該施設の処理能力については、1日あたり8時間稼働で28t処理する能力があり、現在の処理量は、平成20年度実績で1日約8.2t程度と、処理能力上、受入れが増えてもまだ余裕があります。

次に、申請敷地の概要についてでございますが、地番は石狩市新港南1丁目2番68、同じく2番70で、石狩湾新港の後背地の工業団地に位置し、敷地面積は24,405.08㎡、都市計画区域内で用途地域は工業地域でございます。また、申請敷地を含めた周辺地域は特別工業地区という用途地域の上乗せ規制をしております、原則、住宅系の建築物は建てられない地区でございます。

平成18年度に撮影した航空写真です。

赤枠で囲まれた敷地が今回の申請敷地でございます。また、右手には、平成7年から開設している石狩支店、道路向かい、写真では上側になりますが自動車解体工場、左手の緑で囲った敷地は、施設はございませんが、申請者であるマテックの所有地となっております。

今回の申請敷地と申請建物の配置図です。

赤枠で囲ったところが、申請敷地、黄色く塗ってあるところが申請建物であるタイヤ処理工場です

タイヤ処理工場の平面図です。

大きく分けて、右手に廃タイヤの保管と作業スペース、左手に廃タイヤを処理する施設がございます。

建物の外観です。少し暗いですが、右側から中央にかけての3箇所の入り口部分がタイヤ保管や作業するスペースです。左手奥、1箇所シャッターが閉まっておりますが、2箇所の入り口部分にタイヤの破碎施設がございます。

タイヤ処理施設の写真です。

手前のベルトコンベアに乗って1次破碎機で破碎され、続いて左奥側の2次破碎機でさらに破碎されます。

次に作業について、簡単にご説明いたします。お手元の資料では13ページでございます。まず、現在処理しております産業廃棄物である廃タイヤに加え、市民から持ち込まれます一般廃棄物の廃タイヤがタイヤ処理工場へ運ばれていきます。

この処理工場で、再利用できるタイヤ及びホイールと破碎処理するタイヤに分別します。処理するタイヤを先ほどのスライドでご覧いただいた処理施設で2回に分けて破碎いたしまして、35mm以下のタイヤチップとした後、製紙会社へ運ばれていきます。

これが破碎されたタイヤチップで、このように堆積されていきます。このタイヤチップが製紙会社のボイラー燃料として使用されます。

続きまして、現在の施設の稼働状況ですが、平成17年度から20年度の処理実績を左側が年あたり、真ん中に日あたり数量で表しております。1日の処理数量は年あたりの処理量をおおよそ230日営業日で割り返した数量となっております。なお、一番右側は処理施設の現在取得している許可における処理能力を表しております。1日あたり28tです。

そして、今回申請に係る廃タイヤの受入予測数量は、乗用車のタイヤは1本あたり5から10kg程度であり、平均して1本あたり8kg、1日1件(1台分)受入と想定すると、1日当たりの増加量は $4本 \times 8kg/本 = 32kg = 0.032t/日$ であり、今回の処理量の増加は、処理能力に対してごくわずかで処理能力に余裕がある状況であります。在庫につきましても順次処理していくため、処理が滞ることは無いと思われまます。

次に、搬入と搬出のバランスについてであります。19年度は年間処理約844tに対し、約800t製紙会社に納めており、20年度は年間処理約1880tに対し、約1900t製紙会社に納めております。

19年度までは、製紙会社のボイラー改修等で出荷数量がやや伸び悩んだ時期もありましたが、20年以降はそういった事項が改善され、入荷と出荷のバランスが取れてきているところで特に問題はないと考えます。

そして、保管管理に関しては、敷地外周にフェンス及び外壁を設け、また監視カメラも装備し、関係者以外の方が勝手に出入りできないように対策を取っています。

搬入搬出についてですが、搬入は市民が直接持ち込むこととなりますが、主に緑色の矢印のとおり国道、道道を走行することが想定されます。また、処理施設で破砕されましたタイヤチップにつきましては、紫の矢印のとおり住宅街を通らずに国道337号を經由いたしまして、製紙工場へ運ばれていきます。

最後に、許可申請者におきましては今日まで周辺とのトラブルも特になく、申請敷地につきましては用途地域を含めた土地利用の観点からも支障は無いと考えており、また、今回の申請により本市として処理困難な廃タイヤを処理できるようになることは、市民の要望に迅速に対応できるようになるとともに、廃タイヤの不法投棄防止にも貢献するものと考えておりますので、以上のことから、市といたしましては、今回の申請について特に支障が無いものと考えております。

以上で説明を終わらせて頂きます。敷地の位置について、都市計画上の視点からよろしくご審議のほどお願いいたします。

<会長>

どうもありがとうございました。法律の塊みたいなものを根拠にして手続きを進めていくことになっていますが、どこからでも質問・ご意見よろしくお願ひします。

最初に言い忘れましたが、今日は諮問案件が3つと事前説明案件が1つですからちょっと時間がかかりまして、それでも4時前後くらいには終えるように進めたいと思ひます。

<蜂谷委員>

いわゆる家庭用の廃タイヤについては一般廃棄物に区分されるということになりますけれども、家庭用の廃タイヤの持込はそれぞれ市民が行う、その代価としてマテックがその手数料をどの程度として計画しているのか、情報としておつかみでしたらお示しいただきたいと思ひます。

<佐々木建築課長>

はい。個人の持ち込むタイヤにつきましては1本あたり200円と聞いております。

< 蜂谷委員 >

わかりました。それともう1件お調べになっていなければ結構ですが、電力会社もコストの縮減を図るということで廃タイヤを利用するということに近年なっていておりましたが、それに伴う大気汚染の情報というのは得ていますか。なければ結構です。もう一つは厚田区域に不法投棄されたタイヤの山がある。これはこの諮問案件とは別問題ですが、今後市としてその処理をどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。相当な費用がかかるかと聞いておりましたが、いずれにしても処理はしなければならないと思います。産業廃棄物になるのか、たぶん一般廃棄物扱いになるのかなという気がしますが伺いたいと思います。以上です。

< 会長 >

はい。

< 岡田委員 >

会長。

< 会長 >

関連していますか。お一人ずつのご答弁をいただいてから次に移りたいのですが、もし関連しているのであれば一緒にやりますが。

< 岡田委員 >

今の情報としてという蜂谷委員の言い方ですから、今回の審議において、今のご質問は都市計画審議会ではあまり必要ないのではないかと。情報としてお聞きしたいというのは分かりますが、蜂谷委員の意見は都市計画審議会の主旨からして若干別な部分になるのかなと思います。

< 会長 >

只今の質問は2つめの大気汚染の状況ということで、もう一つは厚田の方にあるタイヤの件ですが、情報提供としてということですので分かる範囲で事務局の方から説明いただくということでいかがでしょうか。よろしいですか。

< 蜂谷委員 >

結構です。ただそういうことも我々は頭に入れながらやっていかなければということです。情報として分からなければそれはそれで結構ですから。

< 佐々木建築課長 >

大気汚染に関しては情報としておさえておりません。以前報道でもたように、厚田区や野原にタイヤが放棄されているという状況はありますけれど、これにつきましては土地の持ち主がいる訳で、あくまで個人が処分しなければなりません。これは一般廃棄物に該当すると思います。

<藤岡ごみ対策課長>

今の厚田の廃タイヤにつきましては、確定はしておりませんが北海道及び石狩支庁とどのように処理するか、またその費用についても現在協議中であるということをお伝えします。ただ、実際できるかどうかまで回答はきておりません。

<佐々木建築課長>

仮にタイヤが自分の土地にあるので処理する場合には当然一般廃棄物として受け入れはできますよとは聞いています。

<会長>

よろしいですか。これはどういう法律でやることになるのですか。一般の人がタイヤを自分の土地に積んであって何らかのお咎めがある時「あなたはこの法律に違反しているから改善してください」ということになると思うのですが、それは何の法律になるのですか

<佐々木建築課長>

そこに放置しているということに対してでしょうか。

<会長>

それは解釈の問題でしょうから、自分は資源だと思っている場合もありますよね。

<岡田委員>

廃掃法の中に廃棄物等を置いておくといっても一時留め置き of 許可が必要になります。

<会長>

廃掃法ですね。なるほど。

<岡田委員>

産廃及び一廃にしても、すみやかに次の手段にということ。そのまま放置しておくような状態ですと仮置き of 状態を逸脱しているという判断になります。廃棄物についてはすみやかに処理していく、最終処分をするというのが本質なのです。ですから土地の所有者がここに置いているのだと言っても、一時堆積 of 許可を得ておかないとダメだということになります。

<会長>

わかりました。その他ありますか。

<田中委員>

搬入経路について伺いたいのですが、緑の線で示されていますが看板等によって周知することによって搬入経路を設定するのでしょうか。当然一般の人を対象にしているわけですよね。

< 佐々木建築課長 >

看板を取り付けるということについては特に聞いていません。今後、一般市民も今まで処理できなかったものが受け入れることが可能になるという情報は、会社から何らかの形でだされると思います。看板ですと道路にあまり建てられないですし、周知の手法に関してはまだ確認しておりません。

< 田中委員 >

今示された搬入経路はマテックさんが提出されたのですか。

< 佐々木建築課長 >

はい。一般市民が通るとしたらこういう経路になるという想定です。例えば脇道があってあちこち回る場合もありますけれども、だいたい経路としては道道、国道を通過して行くのではないのでしょうかという意味の図です。

< 田中委員 >

一般の方に対する周知はマテックさんのほうでというお話しでしたがけれども、行政の方からはないのでですか。

< 佐々木建築課長 >

あくまで民間の営業になりますので市からの周知はできません。

< 藤岡ごみ対策課長 >

問合せに関しては答えることはできます。

< 佐々木建築課長 >

当然「どうしたらいいでしょうか」という問合せはあると思いますが、その時はごみ対策課の方から「こういう処理施設がありますよ」ということをお知らせすることは可能だと思います。

< 会長 >

よろしいでしょうか

< 田中委員 >

はい。

< 会長 >

その他ありませんか。

【なしの声】

<会長>

他に意見がないようですので、当諮問案件については「妥当である」と答申させていただきたいと思います。文案については私に一任させてください。よろしくお願いいたします。それでは事務局の方で担当の方の出入りありますか。

<事務局長>

はい。それでは建築課職員とごみ対策課職員についてはこれで退席させていただきます。

<会長>

それでは会議を再開いたします。それでは最初の説明どおり石狩市長の諮問案件2つですが、これは一緒の説明ということでよろしくお願いいたします。

<阿部都市開発課長>

それでは、諮問案件「札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更と「札幌圏都市計画区域区分」の変更について説明させていただきます。どちらも、北海道が決定する都市計画でございますが、札幌圏域で見直しの素案をとりまとめ、北海道へ提出することとなります。

まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、私どもは略して整・開・保と言っておりますが、これは、都市計画法第6条の2に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についての規定があり、都市計画区域を定めている都市すべてについて定めるものとなっております。現在の整・開・保は平成16年に策定されております。

整・開・保は北海道が定める都市計画で、区域区分、用途地域や都市施設などの具体的な都市計画の根拠となるもので、10年後の都市像を想定した都市の目標、方針、具体的な都市計画などを定めるものです。

又、見直しの時期は概ね5年と言うふうになっておりまして、平成20年度、21年度が見直しの年に当たります。現在見直し作業を進めており、平成22年3月に北海道告示の予定です。

この、整・開・保につきましては、道内で都市計画区域を定め、線引きをしている8圏域2都市と非線引きの71市町の各々について、北海道が定める都市計画となっております。石狩市は、線引き都市で札幌圏都市計画区域に属しております。札幌圏都市計画区域は石狩市他、札幌市、江別市、北広島市、小樽市の一部で構成されております。

見直しの素案の作成につきまして、線引き都市にあっては、それぞれの圏域が作成し、北海道と協議の上、北海道に提出いたします。又、見直しに当っては平成32年の札幌圏のまちの姿を想定しておこないます。

都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針では法で定めるべき事項が規定されております、一番目といたしまして「都市計画の目標」、二番目といたしまして「区域区分の決定の有無及びその方針」、三番目といたしまして「主要な都市計画の決定の方針」となっております。

北海道では、平成16年に整備、開発及び保全の方針を策定しましたが、まちの様々な状況の変化等に対応するため、平成32年の札幌圏のまちの姿を想定して見直しをおこなうこととしており、北海道が行う都市の現況調査や、北海道の基本方針等を踏まえておこないます。

次に、見直しによる変更素案のご説明に入りますが、本日、お配りしております素案と新旧対照表は、圏域としてのものをそのままお配りしております。そのため石狩市に関すること以外の記載も多数ございますが、本市に関わる事項のみの説明とさせていただきますのでご理解願います。

それでは見直し素案の説明に入らせていただきます、現行の「整・開・保」と比較しながらの説明の方がご理解いただきやすいと思われまますので、整備、開発及び保全の方針新旧対照表を使って石狩市に関連する部分について説明させていただきます。左側「新」の欄が見直し後の素案文書、右側「旧」の欄が現行の「整・開・保」の文章で、太字でアンダーラインが引かれた部分が変更になる部分です。

まず1ページの 都市計画の目標 1 基本的事項 についてですが、札幌圏都市計画区域の範囲について記載されております石狩市について都市計画区域面積の変更はございません、目標年を平成32年としております

次の「2 都市づくりの基本理念」につきましては各市の総合計画を基に記載することとなっております。3ページの(5)石狩市につきましては「第4期石狩市総合計画」に掲げるまちづくりの将来像との整合を図るため見直しを行っております

次に、4ページの 区域区分についてですが、区域区分とは市街化区域と市街化調整区域の区分のことで

都市計画法第7条第1項第2号によりまして、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるものについては、区域区分を定めることとされております。また都市計画法施行令第3条により、政令で定めるものとは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域とする。と規定されております、札幌市がこの指定都市に該当いたしますことから、札幌圏は法定で区域区分を定めることが義務づけられておりますので、その旨の記載となっております。

次に、2 区域区分の方針 についてですが、基準年、目標年の見直しに伴って、札幌圏の将来人口、産業規模、市街化区域の規模が変更になっております。

札幌圏の市街化区域の人口は、平成32年で概ね210万9千人と推計しています、このうち石狩市は概ね5万3千人です。

市街化区域の面積は、平成32年で概ね32,884ヘクタール、このうち石狩市の市街化区域面積は2,794ヘクタールで現在の市街化区域面積のままとなります。ただし、「第6回区域区分の見直し」でもご説明いたしますが、石狩湾新港東地区で、公有水面の埋め立て事業を予定しており、この事業が竣工した際に市街化区域への編入をする予定です。

なお、人口の推計、市街化区域の拡大等につきましては「第6回区域区分の見直し」のときに詳しくご説明をさせていただきます。

6ページ以降の 「主要な都市計画の決定の方針」についてですが、4つの大きな都市計画の決定の方針に分かれております。

一番目は、6ページから18ページに記載されております「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」で、用途地域や特別用途地区などの地域地区と地区計画などの、土地利用の規制・誘導に関する方針です。

2番目は、19ページから38ページに記載されております「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」で、道路、下水道・河川、その他、ごみ処理場など都市に必要な都市生活に影響のある施設の整備又は位置づけなどに関する方針です。

3番目は、39ページから40ページに記載されております「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」で、区画整理事業や市街地再開発事業など計画的な市街地の整備に関する方針です。

4番目は、41ページから48ページに記載されております「自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」で、本来であれば都市施設に含まれる公園を、関わり深い都市防災や、景観などとあわせて、整備、保全の方針を定めております。

まず、6ページの1土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 についてですが、14ページまでの(1)「主要用途の配置の方針」、(2)「市街地における建築物の密度の構成に関する方針」、(3)「市街地における住宅建設の方針」、に関しては一部記述の追加、修正と札幌市より中心市街地活性化基本計画に関する記述の追加がありますが石狩市関連では変更がございません。15ページの(4)「市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 「用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針」で、市街化区域内未利用地の利用促進を図るためと、時代の変化に対応した用途の転換や複合化を誘導するための記述として、「特に住居専用地域にある遊休地については、土地利用の基本枠組みを踏まえつつ、用途の転換又は複合化により、周辺住民のニーズを踏まえた生活利便性の向上などの対応を検討する。」の記述と「特に建替更新時期を迎える高度利用住宅地や開発時期の古い郊外住宅地については、時代の変化に対応した再構築を図る為、土地利用計画制度等の運用により、用途の転換や複合化の誘導について検討する。」の記述が追加されております。又、17ページ(5)「市街化調整区域の土地利用の方針」につきましては、文言の整理の他に、18ページに周囲が市街化区域に囲まれている、穴抜き市街化調整区域についての記述が追加されております。

次に、19ページからの2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 では、文言の整理一部修正のほかに(1)交通施設で20ページに、北海道新幹線に関する記述が追加されております。又、28ページ 主要な施策の整備目標では事業の完了による削除、新たな事業着手による追加をおこなわれております。31ページの(2)下水道及び河川基本方針 につきましては、平成19年7月の社会資本整備審議会の二次答申を踏まえて見直しが行われております。又、35ページ 主要な施設の整備目標については主要な事業を時点修正しており、石狩市の関連では、「八幡処理場の新設、本町地区及び花川東地区の幹線管渠の整備」の完了した事業について削除しております。

次に、37ページ(3)その他の都市施設 基本方針 で各市、整備水準の目標について時点修正をおこなっております。38ページになりますが、石狩市においても市町村合併及び組合の解散、並びに、ごみの有料化に伴い、一部文言の修正削除をおこなっております。

次に、39ページの3市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 (1)主要な市街地開発事業の決定の方針、(2)市街地整備の目標に関しまして、石狩市では、「旧役場周辺地区」の市街地再開発事業が完了済み事業でありますので削除しております。

次に、41ページの4自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 については、都市施設である公園の整備を含め、自然環境の維持保全と利活用に関する方針を示しております。目標年、基準年、目標水準の見直し、一部文言整理、公園名称の追加がなされておりますが、石狩市で見直しておりますことからは、ございません。

石狩市では、今回の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の定時見直しで、都市

づくりの基本理念を「第4期総合計画」との整合を図るための見直しを行っておりますが、他の変更部分については、事業の完了による名称の削除、市町村合併に伴う文言の整理等で大幅な変更はございません。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の定時見直しに係る説明につきましては以上でございます

今後のスケジュールにつきましては、「第6回区域区分の見直し」で、あわせて説明させていただきますので、ご了承願います。

それでは「第6回区域区分の見直し」についての説明にはいらさせていただきます。

区域区分見直しについてですが、「区域区分見直し」とは・・・都市計画法第7条に規定されており、北海道が決定します。

これは、都市計画法第6条に規定する都市計画基礎調査に基づき、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更を行うものであります。

見直し時期は概ね6、7年ごとにおこない、今回の「第6回区域区分見直し」は、目標年次を平成32年としています。

区域区分見直しの経緯ですが

当初区域区分は、昭和45年7月27日

第1回見直しは、昭和53年6月26日

第2回見直しは、昭和60年3月7日

第3回見直しは、平成3年3月28日

第4回見直しは、平成10年3月31日

前回の第5回見直しは、平成16年4月6日

今回の第6回見直しは、平成22年3月末を予定しております。基準年の

平成17年で市街化区域面積は2,794haあり、今回変更の予定はありません。

札幌圏都市計画区域は、札幌市、江別市、北広島市、石狩市、及び小樽市の一部で構成されております。

石狩市の都市計画区域は9,448ha、市街化区域は2,794ha、市街化調整区域は6,654haあります。

次に市街化区域の規模の設定についてですが、市街化区域を編入する場合がありますが、市街化区域は将来の都市における人口や産業を適切に収容する規模でなければなりません。

都市における人口や産業の動向、急速な少子高齢化の進行といった現象を総合的に勘案し、特に中心市街地に商業機能や住機能などの都市機能を集積する取り組みが行われている都市にあっては、市街化区域の拡大は極力抑制しなければなりません。

市街化区域は、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域であります。

市街化区域への編入の時期ですが「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、妥当性を十分検討した上で、計画的な市街化が確実なものについておこないます。いわゆる実線編入いたします。

市街化区域を拡大するには、都市の発展の動向や都市計画区域内の人口や産業の将来見通しをおこない、人口フレーム方式によりおこないます。市街化区域に収容出来ない場合において、必要最小限の規模で市街化区域を拡大いたします。

今回、石狩市は十分な収容枠がありますので、拡大は考えておりません。

石狩市の基本的な考え方ですが、北海道都市計画マスタープランの「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」に基づき、石狩市では、平成20年に持続可能な都市形成を進めるため「石狩市都市マスタープラン」の見直しをおこないました。

石狩市における人口の推計は、都市計画区域内で平成17年の調査で5万5千人、平成32年の推計は5万4千人です。

市街化区域内で平成17年の調査で5万3千人、平成32年の推計は5万3千人となり、人口が伸び悩みとなっております。

石狩市の基本方針ですが、市街化区域の現状や人口・産業の見通し、社会経済情勢の変化等を踏まえ、今回の区域区分見直しでは、市街化区域の範囲は、現状の市街化区域内とすることを基本とし、市街化区域の拡大は必要ないものと考えます。

石狩市の人口についてですが将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、平成17年・60,104人

平成22年・59,838人、平成27年・58,901人、平成32年・57,464人となり、年々人口が減少し、少子高齢化が強まっております。

次に工業ですが工業出荷額を見ますと、平成2年・707億円、平成7年・773億円、平成12年・779億円、平成17年・1,052億円、平成19年1,176億円となっており、従業者数と合わせ順調に伸びております。

石狩市では、工業にかかわる土地利用の需要に対応するため、また、札幌圏の交易を担う「都市型港湾」である石狩湾新港の後背地を抱え、周辺住宅地の住環境の保護や幹線道路などの交通基盤を踏まえ、工業団地整備を計画的に進めてきました。

現在、600社を超える企業が操業し順調に臨海産業の形成を進めてきており、需要への対応は、工業団地への誘導をいたします。

商業についてですが・・・卸小売販売額を見ますと、平成3年・1,130億円、平成6年・1,489億円、平成9年・2,320億円、平成11年・1,791億円、平成14年・1,678億円、平成16年・1,864億円、平成19年・1,673億円となっており、石狩市の卸小売販売額は、平成9年まで増加傾向でしたが、近年少子高齢化の進行や情報通信の高度化など、経済構造が急速に変化する中、消費低迷を反映し、卸小売販売額は横ばい状態が続いております。

土地利用状況についてですが、石狩市の市街化区域2,794haの内、利用地は約1,896haで、未利用地は約898haあります。その未利用地の内、人の住める可住地は約256haで、非可住地は約642haあります。土地利用に関しては十分余裕があり、住居系、商業系、工業系それぞれの利用に応じた誘導が可能です。

次に保留地区ですが・・・区域区分制度の弾力的な運用を図るため、必ずしも人口フレームに相当する面積の全てを設定するのではなく、市街化の見通しが確実な区域のみ、計画時に市街化区域に編入し、残面積に相当する人口を保留することができ、特定保留と一般保留があります。

特定保留とは、農林漁業との調整を行い、編入予定区域の位置を明らかにした上で人口フレームを保留するものであり、工業等業務予定区域については「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置を記載します。

一般保留は、特定保留以外で計画の熟度等が不十分であるため、将来農林漁業と必要な調整を行った上で編入することを前提として位置づけるものであり、両方とも事業が明らか

になった時点で編入いたします。

今回の区域区分の見直しでは、石狩湾新港において、「東地区ふ頭用地」面積2.3haの整備計画があり、「特定保留」として位置付けたいと考えます。

図面、上の方に赤く、ふち取りしている部分ですが、石狩湾新港の東ふ頭で、地区名「新港東地区」の特定保留でございます。

次のページをご覧ください。

現在、石狩湾新港では、海洋レクリエーション需要が増大しており、また、近年の釣りブームなどから遊魚船の利用客が急増し、既設ふ頭内での係留が困難になってきていることや、それら利用者の駐車スペースの不足など様々な問題が生じています。石狩湾新港管理組合では、それらの問題を解決するため、公有水面埋立事業による、ふ頭用地の完成を目指しています。

公有水面埋立事業による竣工認可を平成24年度に受ける予定から、接続する臨港道路用地、防波堤用地等と共に市街化区域へ編入し、都市的土地利用を図るべき地区であります。第6回区域区分見直しにおいては、竣工認可まで時間を要することから特定保留地区へ位置付けし、竣工認可を受ける段階で保留解除し、市街化区域へ編入するものであります。

最後に区域区分の見直し方針についてですが、市街地の現状、人口、産業の見通し、社会経済情勢の変化等を踏まえまして、今回の区域区分見直しに係る石狩市の方針を以下の通り定めます。

1つは、市街化区域の拡大は必要ないものと考えます。

1つは、特定保留「新港東地区」面積2.3haの1箇所を位置付けします。

今後のスケジュールですが、昨年12月2日に市の都市計画審議会で1回目の事前説明をおこなった後、先月、2回目の事前説明を行いました。6月1日から30日までの一ヶ月間にはパブリックコメントを実施し、情報の周知を図り、意見を募集しましたが、残念ながら意見はございませんでした。今回、本審議会に諮問することとなり、答申を頂いた後、札幌圏で素案のとりまとめをおこないますが、道との協議で若干の修正があるかもわかりません。8月には、北海道へ素案を提出いたします。

10月には札幌圏の公聴会が北海道主催でおこなわれ、11月に北海道都市計画審議会の予備審の後、平成22年の1月に案の縦覧を2週間おこない、2月に北海道都市計画審議会の本審を経て、平成22年の3月に決定告示の運びとなっております。

以上で「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しと「第6回区域区分見直し」の事前説明を終わります。ご質問については主査等にも答弁をさせていただきます。

<会長>

どうもありがとうございました。一緒に説明いただきましたので、一緒に質疑を受けたいと思います。よろしく願いいたします。ご意見、ご質問ある時に関連する箇所のページ数を言っていただけるとありがたいです。

<会長>

以前の事前説明の時に何か質問ありましたか。質問ではありませんが、人口に関して話題でしたよね。

<阿部都市開発課長>

質問ではなく、人口に関する話題がありました。

<三津橋委員>

書類を始めてみたので、先ほどの説明の中で都市計画審議会と合うかどうか分からないのですが、諮問案件「札幌圏都市計画区域区分の変更（第6回見直し）」の3ページで人口推計をなさっていますよね。平成17年と平成32年それぞれ53千人という書き方をして「市街化区域の拡大は必要ないものと考えます」と断言しています。これは何かで決まって断言したということですか。私どもは石狩湾新港に700社を超える操業企業がございます。商工会議所に相談されることは、今13000人の方が札幌市から通勤しています。優良な宅地、優良というよりは安くて利便性がいいということですが、そういう宅地があれば職員をなるべく石狩に来させたい、その方が通勤費から何か安くすみませうという経営者が非常に沢山いらっしゃいます。交通アクセスが悪いから余計地域に住ませたいというのもあると思います。ただ、これはどこかで決めているのですよね。市が経営方針として「市街化区域の拡大は必要のないものです」という断言的な文章がどこかで決められているから提出されているのでしょうか、商工会議所の実感としてみなさんからお聞きする話は、求めている人が非常に多いということ、それから新港に手稲の曙地域「あすかぜの町」が莫大に人が増えています。石狩にいいところがないから、手稲なら近いから通えるという人がすごく多いです。半分くらいは石狩に通っているという噂です。それを踏まえて平成32年には同じ人口推移ですよというより、13000人の働く人の半分でも石狩市にきてもらうという建設的な意見の方がいいのではないかなと思います。40年もここに住んでいて「市街化区域の拡大は必要ない」と言われるとすごく悲しくなりますね。一時は10万都市を目指していた石狩市なのにすごく悲しい気持ちになります。

<阿部都市開発課課長>

人口推計なのですが、人間研の数字を使っているので実際の石狩市の人口を比較すると分かるのですが人間研の数字というのは石狩市の数字よりずっと低いです。実際にはあまりそぐわないのですが、こちらは札幌圏域で作成しておりその中で人間研の数字を使いましょうということで統一して数字を使っているものですから、平成17年と32年を見比べるとだいたい同等の数字です。市街化区域の内の枠については、充分間に合いますという意味です。

<櫻庭都市開発課主査>

53千人で平成32年に対してもそれほど増えない。人間研であればだんだん減少していく推計で、たとえ53千人が増えたとして、三津橋委員が言う1万人くらい増えたとしてもまだ石狩市の市街化区域の面積というのは、説明のなかでも出たように余裕枠がありますよということです。

<三津橋委員>

今市街化区域の中に魅力的な地域がないから人が住まないのですよ。利便性があって、安く人が住む場所作れば、例えば道道手稲線の向いに作れば人は来ますよ。姿勢としても

もう少し積極的な姿勢があってもいいのではないかとということです

< 櫻庭都市開発課主査 >

発言の趣旨はわかります。市街化区域を拡大する場合の面積をどれくらい拡大しようかという時のバックデータとしているんな人口のフレーム、人口が増えていく要素、産業が延びていく要素とか、いま現在未利用地がどれくらいあって市街化区域を拡大する余地があるかとか。まだまだ未利用地がありますので、三津橋委員がおっしゃった魅力的な街づくりをして人を呼び込んでもまだ余裕がありますよということです。

< 三津橋委員 >

魅力的な街がないから呼び込めないという逆説的な論理もあります。

< 櫻庭都市開発課主査 >

呼び込んだとしても石狩市は余裕枠がありますし、なおかつ人口も伸び悩んでいる状況なので今回拡大はしないということです。

< 三津橋委員 >

それはわかります。基本的に行政が報告していることはわかりませんが、こういう断定的な文章が最初にくると魅力ある部分が作れなくなるんじゃないかと思いました。今日初めての参加で、何も分からないのでお聞きしただけで、新港との境目に住宅地を作るとかいろいろな方法はあると思います。

< 蜂谷委員 >

人間研の10年後の数字は何人で推計しているのですか。表との乖離人数を示してもらった方がより理解できるのではないかと思います。今三津橋委員がおっしゃった魅力ある街づくりの住環境を整えようという姿勢がこの結果のなかで見えてくるのではないですか。

< 櫻庭都市開発課主査 >

人間研が昨年12月に発表しているのが現在平成17年で先ほど申したように60,104人、平成32年に57,464人です。先ほど棒グラフが人間研の数字になっています。平成22年、27年の数字もつけています。

< 蜂谷委員 >

これは石狩市全体の数字ですね。市街化区域の中での53000人というのは分析されているのですか。

< 櫻庭都市開発課主査 >

人間研の推計に合わせて都市計画区域、市街化区域それにあわせてだしています。

< 蜂谷委員 >

これは浜益、厚田区も合わせた数字ですよ。人口減少率は周辺部は多いですよ。市街化区域内で53000人が今後かわりませんとした場合、人間研の推計とどれくらい違いがあるのかなど。そのことがすべて市の住宅対策あるいは暮らしやすい街づくりにつながるものではないかもしれないけれども、石狩市の中に人を呼び込む姿勢は見えてくるのではないかと思います。正確に分析されていないのであれば結構ですけども。

< 櫻庭都市開発課主査 >

人間研に関しては、トータルの数字はありますがそれに対する細かな数字はだしていません。基本となる数字に対して各市が推計して人間研の数字に合わせていくということで、現在57400名それに対する都市計画区域内が54200人、H32の市街化区域が53000人ということになっています。基本となる数字を札幌圏域では人間研の数字を基本にして推計したということになります。

< 蜂谷委員 >

先ほど阿部課長がおっしゃっているように人間研の数値よりも市街化区域においては上乘せしているよということなのですか。

< 阿部都市開発課長 >

実状として石狩市の人口は人間研より高いですということですよ。

< 櫻庭都市開発課主査 >

前回の事前説明で人口の話をしたのですけれども、人間研ではH17からすぐに減少ということで推計しています。北広島市に関しては上がっていく形で推計しています。ところが6月現在で石狩市の人口の方が、北広島市より上回っています。石狩市は人間研の推計より多いことは確かです。逆に言えば北広島市は人間研の数字と逆転していますので、現実には下がっているということになります。平成32年までどうなるか分かりませんが、今石狩市と北広島市で逆転現象が起きています。ただし、石狩市の人口のピークというものがあるって、それよりは現在少なくなっているというのは確かです。

< 事務局長 >

現実的に、今石狩市内の未利用地がかなりあるということです。その中で人口がどれくらい増えるのかと言う議論の中で、今の未利用地は社会資本整備が終わってしまっていて、下水道、水道が整備されています。それを利用しないで次の新しい店をだせませんかという話になります。その点に関してはある程度そこが埋まらない限りは次のステップの一般保留、特定保留の位置付けはかなり苦しい状況にはなっているということでご理解はいただきたいです。

< 阿部都市開発課長 >

先ほども説明しているとおり、人口の増というのは微々たるものです。ところが建物は増えていますという説明をしていると思います。世帯数が増えて人口がなぜ増えないかというと、若い世代が新たに世帯を持つという形態なために人口は増えないけれども、世帯数

は増えているという状況です。先ほど三津橋委員も言われたとおり、いかに未利用地を生かして多くの人を呼び込むかというのはこれからの行政の課題なのかなと思っています。

< 蜂谷委員 >

そういう精神がこの中でうたわれているという認識でいいのですよね。

< 阿部都市開発課長 >

はい。内容に関してもずっとこうだということではなく、あくまで目標年次をさだめ、その間に見直し等も考えていきます。極端に言えば社会状況が大きく変わってしまえば、整開保の位置付けも変わってきますし、区域区分の中で将来10年間であるかどうかわかりませんが市街化区域の拡大もでてくる可能性もあるでしょう。ただ、今の状況からいくと、少子高齢化で今現在市街化区域の拡大を想定できるかということとちょっと厳しいものがあると思います。

< 堂柿会長 >

よろしいですか。ちょうど課題をだして戴いて蜂谷委員と阿部課長に上手く締めくくっていただいたと思います。

その他ありますか。次の事前説明が1件あるので、もし無ければ次に進めさせていただきたいのですけれどもよろしいですか。

【意義なしの声】

< 堂柿会長 >

それではこれは妥当であるということで、文案は私にらせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは休憩を入れて説明員がかわります。

【5分休憩】

< 堂柿会長 >

では再開します。事前説明案件で事務局から説明をお願いします。

< 阿部都市開発課長 >

今回は都市計画審議委員改選後の1回目であり、新しく7名の方が審議委員とられましたので、まず、都市計画とは何かについて少し説明させていただきます。

再任された委員の方や普段から都市計画制度に精通された方にはすでにご存知の内容かと思いますが、しばしの間お付き合いいただければと思います。

街は、住宅・店舗・事務所・工場などの建物と、道路・公園・下水道などの都市施設で構成されています。

そこで、土地の利用方法や、建物の建て方のルールなどを作り、自然環境と都市機能が調和した、住みやすい街を作るための「ルール」を定めるのが「都市計画」です。

また、開発整備だけではなく、自然を維持・保全し、未来に伝えていく事も都市計画の重要な役割です。

例えば、土地利用のルールがないとどうなるかと言いますと、住宅地に工場が建つと、振動や騒音問題が発生しますし、高層ビルが建つと日照問題が発生したり、景観が阻害され住環境が悪化します。

また、農業地帯に住宅や工場が建つと農業活動が阻害されます。工業地帯に住宅や商業施設が建つと、産業活動が阻害されるなど、数々の問題が発生することになります。

これらの問題を未然に防ぎ、お互いが円滑に生活出来るように、市街化区域、市街化調整区域などの区域・区分、及び、用途地域などを定めます。

では、石狩市の区域・区分、用途地域などについて簡単に説明いたします。

総面積は 721.8 平方キロ、距離は東西に 29 k m、南北に 67 k m と広大な行政区域になっています。

まず、旧石狩市、旧厚田・浜益を含めた「行政区域」がございます。次に、行政区域の内、厚田・浜益及び、高岡地区などを除く旧石狩市域を「都市計画区域」に指定しています。

その中に、農林業などを保全し、都市化を抑制する「市街化調整区域」と、都市としての機能を高め整備する「市街化区域」とに、区分しております。

次に、市街化区域の中に、その地域に建てられる建物の種類や大きさを定めます。このルールのことを「用途地域」と言います。全部で 12 種類の用途地域がございます。

「用途地域」とは何か？ と、言う事ですが、「用途地域」とは、市街地の中は、お互いに環境が悪くならないように、大まかに別けて、住宅地、商業地、工業地などに区分しています。

その区分した地域に建てられる、建物の種類や、大きさ、いわゆる、建ぺい率・容積率などを地域ごとに決めています。

このような、土地利用のルールを「用途地域」といいます。

用途地域にはどのような種類があるか？ と言いますと、この表が、用途地域の種類となります。

左上から第 1 種低層住居専用地域、次に、第 2 種低層住居専用地域。

以下、準住居地域までの 7 種類が、住居系の用途地域となっています。

続いて、近隣商業と商業地域の商業系が、2 種類。

次に、準工業と工業および工業専用地域の工業系が 3 種類です。

以上、12 種類の用途地域で構成され、用途地域に「対応した色」が決められており、全国共通です。

これが、石狩市の都市計画用途図の一部を表示した物です。地域により色分けされています。

色が付いている所は、用途地域が定められた地域で、「市街化区域」と云います。

色が付いていない所は、建物の建築が規制された「市街化調整区域」と云います。

しかし土地利用を 12 用途に分けただけでは、きめ細かな制限をすることができません。

そこで、用途地域に更なる規制を加えるために石狩市では地区計画を定めている地域があります。

地区計画とは何か？ と言いますと、用途地域よりも小さい地区を単位として、その地区

の特性に応じ、建築できる建物の種類や大きさなどを、きめ細かく定める事ができます。

そのきめ細かく定めたルールのことを、「地区計画」といいます。

例えば、「この地域は一階が店舗又は事務所付の兼用住宅以外は建てられません」というようなことを定めています。

では、ここから今回の事前説明案件であります札幌圏都市計画用途地域の変更について説明をさせていただきます。今回の変更対象エリアは平成22年3月に閉校される紅葉山小学校の敷地になります

まず、今回の変更対象エリアがあります、本市の花川北地区の位置をご説明いたします。

こちらは用途地域の説明でも用いましたが石狩市の行政区域の内、都市計画区域内を表した図面であります。石狩市役所がここになりまして、花川南地区、緑苑台地区、新港地区、本町八幡地区、中生振地区がそれぞれ位置しています。

住宅地である花川地区、緑苑台地区などは、多くを濃い緑色の第1種低層住居専用地域がほとんどであり、幹線道路沿いや、地区の拠点などには、商業系や沿道住居系の用途地域を指定しております。

また、新港地区は準工業、工業、工業専用地域など、工業系の3つの用途を指定しております。

なお、白地の中生振地区などは、1次産業の保護の観点も踏まえ、原則建物の建てられない市街化調整区域にしております。

今回変更する花川北地区は、この赤丸で囲った箇所、石狩市の住宅街の中心付近に位置しております。

まず、花川北地区に関しての説明をさせていただきます。

花川北地区は、北海道住宅供給公社が、昭和48年から分譲を開始し、みどり豊かな、閑静な住宅街として発展してきました。

しかし、分譲後三十数年が経過し、人口の微増が続いている、旧石狩市域において、人口の減少と、高齢化が進んでいる地域と言えます。

人口減少の要因としては、「職住近接」でない地域性もあり、子世代の独立による家族構成の変化や、高齢化の進行により、札幌などへの住替えが考えられます。

このグラフは、公団住宅、道営住宅を含んだ、花川北地区の「人口及び世帯数の推移」ですが、平成7年～18年の、9月末のデータとなっております。

黄色い棒グラフが人口で、青の折れ線グラフが世帯数を表しています。

まず、人口の推移ですが、平成7年には16,093人でしたが、年々減少し、平成18年9月末時点で、13,622人と、2,471人減少しております。

また、世帯数に関しては、平成7年では、5,304世帯でしたが、平成18年では、5,685世帯と、逆に381世帯増加しています。

この世帯数の増加については、家屋が増えたわけではなく、子世代が就労し、親の扶養から外し世帯主となった、いわゆる「世帯分離」の増加が、要因と考えられます。

これは、「地区別の年齢別構成比」のグラフです。

上から順に、平成8年当時の全市の構成比率、次に、平成18年の石狩全域、花川南地区、一番下が当花川北地区となります。

横軸のピンクが14歳まで、青が15～19歳、白色が20～49歳、黄色が50～59歳、赤が60歳以上の構成比です。

これを見てもお判りの通り、全市的に見ても10年間で、少子化・高齢化が進んでいます。特に花川北地区は他の地域と比べて、二十歳未満の子供世代が少なく、60歳以上の比率が32.5%と、多くなっています。

このように人口減少と高齢化が問題となっている花川北地区において平成20年2月29日付けで花川北地区がこれからも住みつづけられる環境を作るため、容積率の緩和を行い2世帯住宅などの建築を可能とするよう都市計画を変更いたしました。

以上、花川北地区におけるこれまでの現状と都市計画の変更経緯について説明させていただきました。これが今回事前説明させていただきます用途地域の変更と直接的な関連性がある訳ではないのですが、石狩市において花川北地区が人口減少が激しく、また高齢化率が非常に高い地区であるということを踏まえて、今回の事前説明を聞いていただければと思います。

それでは用途地域の変更について説明を致します。

赤枠でかこんだ場所が今回用途地域の変更を予定している紅葉山小学校の敷地になります。付近には紅葉山公園や防風林、銀行やスーパーもあり緑豊かな住宅地の中に紅葉山小学校があります。こちらの用途地域は現在第1種中高層住居専用地域で中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域となっています。

花川北地区にある若葉小学校と紅葉山小学校は、児童数の減少により適正規模を下回っており、今後においても児童数の増加が見込めないことから、統合に向けて取り進めを行い、平成20年2月教育委員会議において、平成22年4月に2校を統合し、学校位置を現若葉小学校(校名:双葉小学校)とすることを決定、紅葉山小学校は平成22年3月をもって閉校することとなったところであります。

そこで、今回閉校後の紅葉山小学校の跡施設の活用にあたり、その敷地の用途地域の変更に至った経緯について説明させていただきます。

石狩市としてのこういった跡施設利用に当たっての基本的な考え方は次の3点です。

1 学校跡施設は市民の共通の財産であり、全市的なまちづくりの視点や観点から総合的に検討を行う。

2 地域の方をはじめ、市民の皆様の意見も聴きながら検討を行う。

3 財政面も考慮のうえで検討を行う。

以上を踏まえ、紅葉山小学校の跡施設については、公共的な複合施設の活用を考慮しており、一つは地域をはじめ、市民が主体的に活動できる施設として、現石狩市公民館と紅南カルチャーセンターをサブ機能とし、花川北地区の生涯学習活動のメイン機能を有する社会教育施設に活用すること、一つは、特別支援学校について、児童生徒が地域で一貫した教育が受けられるよう施設を誘致し、活用を図ることを計画しています。

特別支援学校の説明を致します。特別支援学校とは、障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。旧・盲学校、旧・聾学校、旧・養護学校は、2007年4月1日より、学校種が「特別支援学校」となったものです。

今回、紅葉山小学校の跡施設利用に伴いなぜ用途地域を変更する必要があるのか説明させていただきます。

始めにお話したように、石狩市は建物の混在を防ぐため大まかに、住宅地、商業地、工業地などの用途地域に分けています。

建築物を建築する際、その用途地域に建てられる建物の判断は建築基準法の各用途地域の建築制限と照らし合わせながら判断されます。

今回、計画している社会教育施設は建築基準法上では集会場としての分類となります。

そして、こちらが建築基準法第48条の表の集会場の建築制限に係る部分となります。

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域と現状の紅葉山小学校の敷地の用途地域である「第1種中高層住居専用地域」では600㎡以下の地区集会場までしか建築物しか許容されません。第2種中高層住居専用地域では2階かつ1,500㎡以下の集会場、第1種住居地域は3,000㎡以下の集会場まで建築することが可能です。そして第2種住居地域からは面積制限のない集会場を建築することができます。

具体のイメージで説明いたします。

現状の紅葉山小学校の敷地の用途地域は「第1種中高層住居専用地域」です。こちらで「特別支援学校」の建設を予定した場合、建築基準法上は「小学校」も「特定支援学校」も同じ「学校」として取り扱われるため、現状の用途地域を変更することなく「特定支援学校」として利用することができます。

しかし、社会教育施設は建築基準法上は「集会場」として取り扱われ現行の用途地域である「第1種中高層住居専用地域」では600㎡以下の地区集会場しか許容されない施設になってしまいます。

紅葉山小学校の床面積は約7,000㎡です。もし用途地域の変更を行わず現状の用途地域での社会教育施設としての利用は600㎡までの面積しか利用できなくなってしまい、現石狩市公民館と紅南カルチャーセンターをサブ機能とし、花川北地区の生涯学習活動のメイン機能を有する社会教育施設としてはかなり手狭な施設となってしまうこととなります。

以上のように、平成22年3月で紅葉山閉校後も第1種中高層住居専用地域のままにしていると、現状の施設の十分な活用を図ることができません。

そこで、今後の紅葉山小学校の跡施設利用の可能性をさらに広げるために用途地域の変更を提案致します。

具体的には、紅葉山小学校の跡施設のより一層の活用を図り、花川北地区のさらなる活性化を図るために、社会教育施設として施設面積の制限のない第2種住居地域に用途地域を変更します。

また変更に係る敷地については引き続き公共用地として管理され、良好な環境が維持されることから用途地域の変更に伴っての地区計画の決定は行わないこととします。

紅葉山小学校跡施設利用に関しては、4月28日に紅葉山小学校内で市民説明会を開催しました。

当該閉校する校区の保護者への戸別案内、2校の統合に係る町内会へ回覧案内で4527戸への案内、また市HPによる周知を行ったところ25名の参加がありました。参加者からの意見としては跡施設の今後の利用方針について反対意見は特に無かったと、教育委員会から報告を受けております。

スクリーンのように高齢化率の高い花川北地区ならではの意見もあり、紅葉山小学校の有効活用が花川北地区の新たな交流の場や活性化に繋がるものと期待しております。

最後に今後のスケジュールに関して説明させていただきます。

北海道決定となります用途地域の変更につきましては、今回の審議会ですべて事前説明をさせていただきまして、8月の最後の週に開催いたします都市計画審議会に正式に諮問させてい

ただきます。

そこで答申をいただき、その結果を踏まえまして、北海道へ案の申出を行います。

その後、来年1月初め頃に変更案を縦覧いたしまして、2月に北海道の都市計画審議会の議を経て、3月末か4月の初め頃に変更となる予定となっております。

私からは以上でございます。

尚、ご質問に対する回答に関しましては、教育委員会の担当者からも回答させていただくことがありますので、ご承知ねがいます。以上です。

<堂柿会長>

ありがとうございます。質問、ご意見お願いします。

<住谷委員>

社会教育施設のほうは何とかイメージできたのですが、具体的なことはいろいろこれから出てくると思いますが、特別支援学校のおおよその内容はなんとなく分かりそうな感じがしますが具体的にはまだよくイメージできないのですが、例えば幼稚園の子供から高校生くらいまでですか。

<阿部都市開発課長>

小、中、高です。

<住谷委員>

ひとつのところで教育、生活できるということですか。それともどこかの部分をということですか。

<佐藤教育推進室参事>

特別支援学校はいろんな設置の仕方の方法がありまして、単独で設置しているもの、分校で設置しているところ、教室を分けて分教室という配置をしているところと3種類のものがあります。単独校であれば高等部まで設置されていますが分校、分教室であれば高等部までの設置がない学校もあります。

<住谷委員>

今回考えているのは、できれば小学校から高校までと対応するということですか

<佐藤教育推進室参事>

特別支援学校は道立の学校として市として誘致を進めているという状況です。誘致が正式に決定している状況ではございません。先日新聞報道でもありましたように、ここは星置養護学校の通学区域になっているのでその分教室でということ報道されています。

<堂柿会長>

よろしいですか

<住谷委員>

はい。

<景井委員>

これは市としては特別支援学校を優先的にやりたいということですか。それが誘致してダメだった場合に社会教育施設になるということですか。

<阿部都市開発課長>

事前説明にあたり先ほどいったとおり、学校施設自体を社会教育施設と位置付けます。そしてそこを支援学校にお貸しするという扱いになります。旧学校施設すべてが社会教育施設という扱いです。

<景井委員>

2つあって1つがダメになった時のために変えるというのではないのですね。

<阿部都市開発課長>

あくまで一体の建物をお貸しするというかたちです。

<景井委員>

わかりました。

<田中委員>

社会教育施設が先ほどの説明で600㎡以下しかできないので用途地域の変更を行うわけですが、現時点では社会教育施設としてどの程度の広さを計画されているのですか。

<阿部都市開発課長>

先ほど説明したとおり社会教育施設として7000㎡すべてを位置付けします。学校に貸すのはその一部です。

<田中委員>

位置付けするのはわかります。教育施設としてはどれくらい欲しいという面積はおそらくありますよね。

<清水社会教育課長>

教育委員会生涯学習部社会教育課長の清水です。私から今の社会教育施設のご質問にお答えしたいと思います。事務局の方から説明ありましたように、約7,000㎡を社会教育施設として位置付けまして、特別支援学校にお貸しする残り1,500㎡程度を社会教育施設本体として利用していきたいと考えています。この面積につきましては地域からどれくらいの面積が必要だという要望を受けてという状況ではなくて、全体のバランスの中で、市全体のキャパシティを考えるとまずはこの程度確保することが重要ではないかと考えて、この面積を確保しております。

< 田中委員 >

現時点では単純に足し引きすると 7,000 m²のうち 1,500 m²を社会教育施設と考えると、残り 5500 m²は特別支援学校にはまわらないですね。

< 都市開発課長 >

今のお話からいくと 7,000 m²のうち 1,500 m²が社会教育施設ですからあと残りが支援学校になります。

< 田中委員 >

そういう考え方でいいのですか。

< 都市開発課長 >

お貸しするということです。

< 田中委員 >

分校として3クラスか4クラスくらいのお話しではなかったですか。だとしたら数字が全然違ってくると思いますが。決定ではなく現時点のお話しでいいです。

< 佐藤教育推進室参事 >

今新聞報道になっているのは、小・中の学部で9学級開設したいという北海道の意向がございませう。

< 田中委員 >

9学級でm²数はどれくらいになるのですか。だいたい結構です。

< 佐藤教育推進室参事 >

養護学校のm²数でいきますと普通学級で使う教室の他に活動する作業所ですとかいろいろなスペースが必要になると聞いております。

< 田中委員 >

それは高校の段階まで入ったときですね。

< 三津橋委員 >

体育館だけで約 1,000 m²あります。学校というのは必ず体育館使いますから。1,000 m²にそれに9クラス入れば・・・今、教室一つの大きさはどのくらいですか。

< 佐藤教育推進室参事 >

60 ~ 70 m²くらいです。

< 三津橋委員 >

それに廊下がついて階段がつくと簡単に面積は伸びます。

<田中委員>

これは決定ではないから具体的な話は難しいですね。

<住谷委員>

いろんな可能性を考える意味でも社会教育施設として位置付けて、そのために第2種住居地域に用途変更するということですね。考えられる状況に今変更するという方針ですから僕は妥当であると考えています。あまりタイトにしてしまうのではなく可能性を残し、目的がはっきりしています。相手があることですから、どういう状況になるか決まりませんが、可能性を残すようなかたちでの変更と考えた方がいいのではないかと思います。決定はまだまだ先ですよ。

<堂柿会長>

北海道の事情もあるということですよ。

<事務局長>

まだ北海道からGOのサインはでていないですから、公表できる数字が言える状況ではないとご理解ください。

<堂柿会長>

ただ受け入れる側として、来ていただく準備を整えたいということですね。

大変いいことですよ。

相手があることなので不確定なこともありますけど、石狩市としては用途地域を変更するという体制で望みたいということが今日の説明の趣旨ですね。

時間も経過しておりますが、本日は以上のような説明でよろしいでしょうか。

【了承するの声】

<堂柿会長>

それではこれからの予定等で事務局からお知らせありますか

<事務局長>

本審議会の今後の開催予定についてですが、次回の開催を8月25日、火曜日、午後2時から開催させていただきますので、どうぞ宜しくお願い致します。ただいま事前説明させていただきました「札幌圏都市計画・用途地域の変更」につきましては、次回の審議会で諮問を予定しておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。


<堂柿会長>

それでは、今回の議事録の確認・確定については会長の私と三津橋委員で行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは長時間にわたり、ご熱心な議論誠にありがとうございました。以上をもちまして、第2回目の審議会を終了させていただきます。

平成21年 8月 5日 議事録確認

石狩市都市計画審議会

会長 堂柿栄輔 

委員 三津橋昌博 